



だれもがいきいきと生活できる社会に

研修用に人権啓発ビデオの貸し出しをしています。
詳しくは <http://www.pref.hiroshima.jp/jinken/library>
■お問い合わせ／人権・男女共同参画室 ☎ 082(513) 2734 FAX 082(227) 2549

女性 | みんなで築く男女共同参画社会

男女共同参画社会基本法や男女雇用機会均等法が制定されるなど、男女が性別により差別されることなく、その能力を十分に發揮できるような環境整備が進められています。

しかし、依然として、雇用機会や待遇などの面で、男女間の格差が存在するなど、男女共同参画が進んでいない状況があります。また、配偶者やパートナーなどからの暴力、性犯罪、ストーカー行為など、人権を侵害する事案が生じています。

男女が互いに人権を尊重し、能力を十分に発揮することができるよう、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めることが重要です。

■お問い合わせ／人権・男女共同参画室 ☎ 082(513) 2746 FAX 082(227) 2549

【職場環境の整備】

個人の能力を発揮できる
職場環境づくりをめざして

男女雇用機会均等法の施行から20年がたち、企業の第一線で働く女性が増えました。しかし、昨年、県で調査したところ、4年前の調査と比較し、女性を管理職に登用している企業は36.2%（前回36.3%）、すべての職種に女性を配置している企業は43.9%（前回43.6%）と、女性の管理職への登用や職域拡大などが伸び悩んでいる実態が明らかになりました。

個人の能力を発揮する機会の確保は、女性の人権に関する重要な課題の一つです。

活力ある職場づくりのためにも、職場における男女間格差を解消し、男女が共にその個性や能力を発揮できる職場環境を整備することが必要です。

■お問い合わせ／労働福祉室 ☎ 082(513) 3419 FAX 082(222) 5521

【DV】

DVを知っていますか？

DVとは、「ドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence)」の略で「親密な関係にある配偶者やパートナーからの身体的・精神的・性的・経済的暴力」をいいます。DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害ですが、家庭内で行われることが多いため発見されにくく、また、個人や家庭の問題としてとらえられる傾向があります。

■お問い合わせ／こども家庭支援室 ☎ 082(513) 3173 FAX 082(502) 3674

【性犯罪】平成17(2005)年中、警察に届けられた性犯罪(強姦・強制わいせつ)は、290件です！

警察の統計によると、県内では昨年290件の被害届が出されています。被害者がショックなどから被害届を出せないケースもあるため、警察に届けられた件数は氷山の一角といえます。

■お問い合わせ／県警察本部 ☎ 082(228) 0110

【ストーカー】一人で悩まずすぐ相談！

ストーカーは放っておくとエスカレートし、重大な犯罪に発展するおそれがあります。最寄りの警察署または警察本部にご相談ください。

緊急の場合は110番。

■お問い合わせ／県警察本部 ☎ 082(228) 0110

●男女共同参画社会とは？

男女が、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において共に参画し、責任も分かれ合うことのできる社会です。

●参画とは？

単なる参加ではなく、企画立案の段階から携わり責任も共有することです。

子ども | 児童虐待は子どもに対する重大な権利侵害です

【子どもへの虐待とは】

親や親に代わる保護者によって、子どもの心や体に加えられる有害な行為のことをいいます。子どもの虐待には大きく分けて4つのタイプがあり、これらが重複して起こることもあります。

身体的虐待

殴る、ける、おぼれさせる、たばこの火を押し付ける、異物を飲ませる、戸外に縛め出すなど

性的虐待

子どもへの性交、性的行為の強要、性交や性器を見せる、ボルノグラフィーの被写体に子どもを強要するなど

ネグレクト

家に閉じ込める、病気やけがでも病院に連れていかない、適切な食事を与えない、ひどく不潔にするなど

心理的虐待

言葉による脅し、脅迫、無視、きょうだい間の差別的な扱いをする、目の前でDVを行うなど

虐待に気付くためのポイント～こんなことがあったら

【子どもの様子】

- ・不自然な傷がある
- ・家に帰ったがらない
- ・食事に対して異常な執着を示す
- ・他児に対して乱暴であるなど

【親の様子】

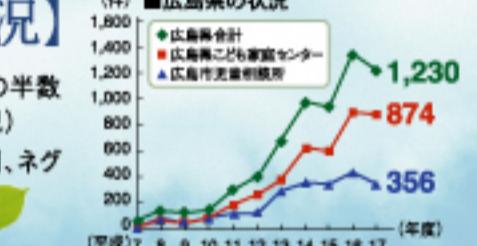
- ・子どもへの態度や言葉が否定的である
- ・子どもをしおちゅうたいている
- ・子どもがなつかない
- ・子どものけがや傷あとについての説明が不自然

- ①「おかしい」と感じたら迷わず連絡(通告は義務=権利)
- ②「しつけのつもり…」は言い訳(子どもの立場で判断)
- ③一人で抱え込まない(あなたにできることから即実行)
- ④親の立場より子どもの立場(子どもの命が最優先)
- ⑤虐待はあなたの周りでも起こりうる(特別なことではない)

【虐待相談の状況】

- ・虐待者の6割が実母、被虐待児の半数が未就学児(うち7割が3歳未満児)
- ・虐待の内容は身体的虐待が5割、ネグレクトが3割強

(注) ■広島県の状況



子どもたちを犯罪被害から守るためにには、地域で連携して子どもを見守るとともに、子どもたち自身の防犯意識を高めていくことが必要です。

現在、県内各地に、防犯パトロールや子ども110番の取り組みなど、自主的活動が広がっています。子どもたちへのあいさつ・声かけ、登下校時に合わせた買い物や散歩など、できるときにできることから始めるとともに、子どもたちと一緒に地域を歩き、犯罪が起こりやすい危険な場所を理解することで、子どもたち自身の被害防止能力を育成しましょう。ホームページ <http://www.pref.hiroshima.jp/csp/>

■お問い合わせ／子どもの犯罪被害防止対策プロジェクトチーム ☎ 082(513) 2761 FAX 082(227) 2549



子どもを犯罪被害から守ろう！

高齢者 | 高齢者虐待を防ごう

【高齢者虐待防止法が施行されました】

平成18(2006)年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、高齢者虐待(次の5つ)を発見した人は、市町・地域包括支援センターに通報することが義務付けられました。通報を受け、市町では高齢者の安全や虐待の事実を確認し、高齢者を保護するとともに、養護者(高齢者を現に養護している人)に必要な支援を行います。

身体的虐待

たたく、殴る、縛る、薬を過剰に飲ませる

介護・世話の放棄(ネグレクト)

食事や水分を十分に与えない、劣悪な住環境で生活させる、必要な介護サービスを使わせない

心理的虐待

怒鳴る、ののし、悪口を言う、無視をする

性的虐待

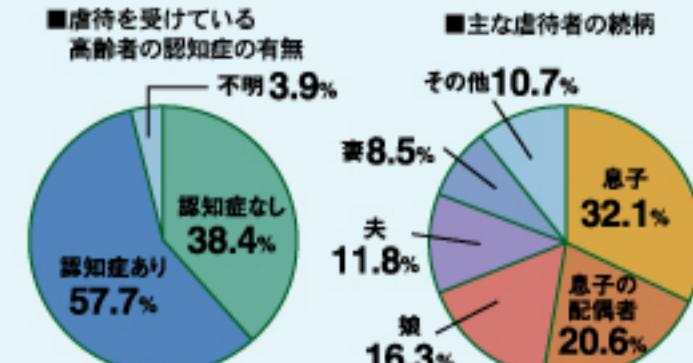
性的な行為を強要する、排せつの失敗をこらしめるために下半身を裸にして放置する

経済的虐待

生活に必要なお金を渡さない、本人の財産や金銭を同意なしに使う

高齢者虐待が起こっています

平成18(2006)年3月には、国民の5人に1人が高齢者となり、高齢者が増加している中で、高齢者虐待が社会問題となっています。全国の調査では、虐待を受けている高齢者の約8割が女性で、認知症のある人も約6割にのぼっています。虐待している人は、息子が一番多く、次が息子の配偶者となっています。(平成15(2003)年度「家庭内における高齢者虐待に関する調査」より)



どうして高齢者虐待が起るのでしょう？

高齢者の介護は先が見えなきたり、仕事や家事と介護との両立が難しかったりして、ストレスがたまりがちです。認知症を理解していないために、高齢者の言動に戸惑うこともあります。経済的に困窮し、高齢者の年金を本人に無断で使ってしまうこともあります。長年の人間関係が原因となることもあります。

また、高齢者本人が、世話をなっているという引け目から人に相談しにくかったり、虐待している家族も虐待の意識がないことが多いので、なかなか表面化しにくい傾向があります。

高齢者虐待を防ぐために

誰でも年齢を重ねます。高齢者虐待は特定の人の問題ではなく、みんなの問題です。虐待が疑われたら、市町、近くの地域包括支援センターに連絡しましょう。

また、あなたが虐待者にならないために、家族の介護が必要になったときには、すべてを自分で背負わずに、市町・地域包括支援センターなどに相談し、介護サービスを上手に利用したり、認知症への理解を深めましょう。

■お問い合わせ／高齢者支援室 ☎ 082(513) 3199 FAX 082(502) 8744